

令和3年第7回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年7月30日(金)午後2時00分

場 所 白河市役所本庁舎 正庁

2. 会議構成人員(14名)

出席農業委員(13名)

1番	鈴木俊信	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
16番	秋元幸一	委員			

欠席農業委員(1名)

6番 橋本賢一 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	次長兼係長	鈴木 健一
主任主査	真船 美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	小針 博之	大信分室長	新井 修治

東分室長

藤田 和宏

◎開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

本日も総会に、ご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、これより始めさせていただきたいと思います。

今週、日本に上陸しました台風8号は、さんざんニュースでも報道されておりますように、通常の台風の動きとは全く逆で東から西へと進路をたどるなど、統計記録が残る1951年以降では初めて宮城県に上陸しました。

幸いなことに、本県において大きな被害はございませんでしたが、天気関係のいろいろな情報を見えますと、今シーズンは台風の上陸のなかった昨年と比べまして、8月をピークに本州付近に接近する台風が続く見込みであると言われております。

そういったことから、どうか委員の皆様には、土砂災害であったり、あるいは低い土地への浸水、河川の増水、氾濫など、今後そういったものに十分注意していただきたいと思えます。

それでは、農業委員会等に関する法律に規定する総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案ですが、農地法第3条関係が9件、同じく第4条関係が1件、同じく第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が2件、白河農業振興地域整備計画の変更関係1件、合わせて19件をご審議いただきます。

なお、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、先月同様、出席委員を減じて開催するものであります。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

今月末よりオリンピックも始まり、連日報道で賑わっております。また今、事務局から話がありましたように、台風が石巻近辺に上陸というように、これまでとは違う変わった動きをしております。さらに、ここ二、三日、災害級の強い雨が続けて降っております。急に天候が変わることも日常的になっておりますので、落雷等も含め、皆さん危険な目に遭わないように、ご自身の身は自分で守るとの意識をもった行動をお願いします。

それから、このところ新型コロナの福島県の罹患者数が80人を超えるというふうなことになっております。いろんな見解がありますが、ワクチン等普及があるにもかかわらず、そのことがまだ遅れているというような、今後の展開にまだまだ予断を許さないのかなと思っております。

本日はそうした中、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまより総会を始めます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、小泉光敏委員、7番、樋口幹夫委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 欠席の申出はありません。

ただ、橋本委員が現在、見えていない状態であります。

◎議案第1号

会 長 議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和3年7月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(三浦副主査) それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその9朗読】

以上、その1からその9までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

8番、山内喜一委員。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

7月17日朝、譲渡人と市川委員とともに、今回の申請場所にて現地確認をしました。譲受人は譲渡人の娘です。現時点では何も問題はございませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

15番、塩田一也委員。

塩田委員 大信信夫1地区の塩田です。

この案件に関しまして、7月26日、譲渡人と譲受人立会いの下、現地にて確認をし、申請どおりのことであるので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

今回の申請について、去る7月28日、高橋亨委員と現地調査を行いました。譲渡人には7月25日に電話で確認しました。譲受人にも7月25日に電話で確認しました。双方とも申請内容については間違いのないことです。今回の申請について管理を行うということで、問題

はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より報告がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 同じく西部地区担当の早津です。

今回の申請も、同じ日に双方、電話で確認しました。譲渡人、譲受人双方、申請内容については間違いないということでした。また、管理のほう行っておられてますので、大丈夫だと思います。あと、単価は問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

13番、富永進委員。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この案件につきましては、7月22日、梨本推進委員と譲渡人、それから譲受人と現地で立会い、確認してまいりました。この土地は以前より譲受人が耕作してございまして、今度名義も買いたいということでありました。周りも全部農地なものですから何ら問題はないと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

13番、富永進委員。

富永委員 この件につきましても、同じ7月22日、譲渡人、譲受人と、それから梨本推進委員

と現地で立会確認してまいりました。申請どおりということで、これも譲受人が以前から耕作しておりまして、何ら問題はないかと思われまますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

12番、有賀良雄委員。

有賀委員 白河五箇地区担当の有賀です。

その7についてご説明いたします。

調査日が7月18日、私と深谷委員とで行いました。その前日に譲渡人から、都合で出席はできないけれども、申請どおり何ら問題ありませんのでよろしく願いしますという事前連絡ありまして、18日に譲受人と現地にお会いいたしまして、何ら問題なくそういう申請内容でよろしく願いしますということで立会いまして、今回の申請については、周辺農地等には何ら問題はありませんので、皆様のご審議、よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

12番、有賀良雄委員。

有賀委員 有賀です。

その7と関連いたしまして、同じく18日に、深谷昭委員と私と譲渡人、あと譲受人の立会いを得まして、現地で申請内容について確認いたしました。お互いに内容を確認しておりまして、今回の申請については、お互いに周辺農地とか地域に何ら迷惑かけないということを確認しておりますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

5番、小泉光敏委員。

少々お待ちください。

ただいまの案件につきまして、十文字委員のほうから、この調査結果についての案件が、上がってきているのがちょっと今所在が不明なので、この案件については少し確認して、後ほど審議するというので、次のほうに進ませていただきます。

◎議案第2号

会 長 では次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（鈴木次長兼係長） 6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4条及び第5項の規定により審議するものとする。令和3年7月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、7ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないものと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

今回の申請について、去る7月28日、高橋亨委員さんと現地調査を行いました。設定人には7月22日に電話で確認しました。設定人の代理人、行政書士には7月28日、現地で申請内

容について確認しました。申請内容について、間違いのないことでした。場所は道路と住宅に囲まれているところなので、農地には支障ないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです。その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、12ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年7月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、13ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内であり、転用許可の基準といたしましては、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないものと思われま。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

14番、齋藤茂委員。

齋藤委員 白河東部地区担当の齋藤です。

今回の申請について説明いたします。7月26日、鈴木信秋委員とともに現地を調査いたしました。設定人には7月26日に電話で確認しました。被設定人には7月26日に電話で確認い

たしました。双方とも、申請内容については間違いないということでした。今回の申請について、周辺農地への支障は全くないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、18ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないものと思われますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しましては7月25日、十文字委員と2人で現地を確認しました。譲渡人、譲受人には7月26日、十文字委員のほうから電話で確認をしてもらいました。双方とも今回の申請内容には間違いないということで、なおかつ今回の転用による周辺農地への影響はないと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、23ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用の目的には問題ないと思われますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

今回の申請について、去る7月28日、高橋亨委員と現地調査を行いました。譲渡人には7月25日に電話で確認しました。また、譲受人には7月26日に電話で確認しました。双方とも、申請内容について間違いのないことです。今回の申請ですが、北側は道路脇が少し段差になって、休耕して数年たって、今、草やぶになっている状況です。それを整備するという事です。それで、これは第3条にあった案件のすぐ北側隣です。周辺農地には支障ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、28ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用の目的には問題ないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

13番、富永進委員。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この件につきましては、7月26日に梨本委員と、譲渡人、譲受人、行政書士にもお越しいただきまして、現地で確認をしてまいりました。この土地は半分は更地になっていて、あとは今、作物はつくられていなかったんですけども、周辺に与える影響も何もないというように判断してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、33ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

5番、小泉光敏委員。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しまして、7月25日、十文字委員さんと現地を確認しました。設定人、あと被設定人の代理人である行政書士に7月26日、十文字委員さんと確認をして、間違いないことを確認しました。今回の申請内容について、周辺農地への影響ないものと思いまますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、38ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。転用許可の基準といましては、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

1 番、鈴木俊信委員。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

7月26日、邊見敏文委員と現地調査を行いました。設定人には7月26日に電話で確認しました。被設定人には7月26日に電話で確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

それでは、議案第4号に入る前に、農地法第3条のその9に戻ります。

先ほどの地区担当委員の説明ということだったんですが、事務局のほうに報告が来ていたので、事務局のほうから報告をさせます。

事務局、お願いします。

事務局(三浦副主査) 3条その9についてご説明させていただきます。

今回申請された農地は、先月空き家に付属した農地の指定の申請があつて、総会のほうで報告させていただいた農地でありまして、その際に委員さんのほうにも一度現地を確認させていただいております。今回上がってきた申請についてですが、譲受人は今回空き家とこの農地を同時に取得されるということで、空き家に付属した農地の別段面積の要件を満たします。今回は新規ということで、不耕作地等もないため、全部効率要件上も問題なく、年間150日以上これから従事されるということでしたので、農地法第3条第2項各号の許可を出せない要件には該当していないと思われます。

今回、空き家に付属した農地の取得の申請ということで、空き家の売買契約書、こちらに農地のほうも含まれたものを添付書類としていただいておりますので、今回の3条の取得の申請書としても間違いはないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その9について、事務局より説明がありました。

皆さん、ご異議ありませんか。

塩田委員。

塩田委員 はい。塩田です。農地の面積はどのくらいだったんですか。

会 長 事務局。

事務局(三浦副主査) 農地の面積は1,403平米でございます。空き家に付属した農地です

と1平米から取得が可能になりますので、今回1,403平米は大丈夫です。

会 長 面積の確認ですか。じゃ、進めていいですか。

この件に関しまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農地法第3条その9について原案のとおり決定いたします。

それでは、先に進みます。

◎議案第4号

会 長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、43ページをご覧ください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和3年7月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号及び第2号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号及び第2号について原案のとおり承認いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、45ページをご覧ください。

議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので審議する

ものとする。令和3年7月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業振興地域整備計画の変更その1について、事務局より説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、46ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

去る7月21日に運営委員会を開催し、現地調査と併せ、審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、深谷宏光委員に報告を求めます。

深谷委員 9番の深谷です。

白河農業振興地域整備計画の変更についてにつきましては、去る7月21日に運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの除外1件について、現地調査と併せ審議を行いました。

審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することとしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、同意する意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局より。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。

まずは、お手元に配付させていただきました農作業中の熱中症対策チェック、こちらをご

覧いただきたいと思います。

こちらは農林水産省で出しているものになります。ここ数日間、例年にも増しまして猛暑日が続いております。中を読んでいただきますと、まず1ページ目ですが夏の農作業で心がけることとしまして、日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょうほか4項目が記載されております。

また、次のページでございますけれども、熱中症が疑われる場合の処置ということで、3項目の記載がございます。

そして、その次のページには、日常生活で心がけることとしまして、6項目がそれぞれ書いてございます。

これから夏本番を迎えまして、さらに暑い日が続くと思われますので、委員の皆様方にはこのチェック表を参考にさせていただきまして、いま一度熱中症対策に万全の備えをしていただきたいと思います。

続きまして、次回の総会日程でございます。次回は8月31日金曜日、時間は同じく午後2時から、正庁での開催となります。

なお、次回の総会の開催方法といいますか参集人員に関しまして現在、本市におきましては65歳以上のワクチン接種が、今月で完了予定となっております。

しかしながら、福島県全体の指標が、どうなっているかといいますと、全人口に占めるワクチン接種率は1回目接種が4割、2回目接種が3割となっているほか、テレビ報道でも騒がれておりますように、6月以降はクラスターの発生が目立っており、特に7月は月別最高の20件を記録するなど、三度、再拡大の兆しが顕著となっております。そうした中で今後の総会、8月以降の対応方針を協議するため先日21日に運営委員会を開催しました。

その結果、来月以降に関しましては、県内や市内の感染状況を見極めた上で、会長と事務局が協議して判断していくことになりました。

本日の会議冒頭、会長からも話がありましたけれども、一昨日、昨日と2日続けて感染者が80人超えということもありまして、一時は30%台前半に抑えられていた病床使用率も50%を超えて、三度ステージ4になってしまったというような状況もあり自治体によっては時短要請が出ているところもあります。先が見通せない状況ではありますが、8月以降は会長と協議して判断をさせていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

事務局からの連絡事項については以上になります。

会 長 そのほか、皆様のほうから何かご意見ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

まだまだこれから暑い日が続きます。熱中症には十分な対策をして臨んで、平穏な日常を送っていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

◎閉 会

会 長 以上をもちまして、令和3年第7回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後 3時10分）